委提第５号

中小企業及び小規模事業者に対する事業継続支援の強化を求める意見書

会議規則第１４条第２項の規定により、中小企業及び小規模事業者に対する事業継続支援の強化を求める意見書を次のとおり提出する。

令和８年９月２８日　提出

提出者　建設経済常任委員長　　永　井　　司

北本市議会議長　保　角　美　代　様

中小企業及び小規模事業者に対する事業継続支援の強化を求める意見書

本年春のホルムズ海峡の封鎖に端を発する原油及びナフサの供給制約は、建設業をはじめとする幅広い産業に深刻な影響を及ぼしました。供給面のひっ迫は本年夏までに概ね解消しつつありますが、資材価格は情勢発生前を大きく上回る水準で定着しており、この間に生じた減収と資材費の立替負担は、そのまま中小企業及び小規模事業者の側に残されています。

本年上半期における建設業の倒産及び休廃業・解散は合計5,900件を超え、過去最多を更新しました。増加率を業種別に見ると、左官工事、金属製屋根工事、タイル工事など、一人親方が中心的な担い手となっている職別工事業に集中しています。また、資材費の上昇分を自らの負担としている事業者は４割を超え、前年から大きく増加しました。個々の事業者の努力によって対応し得る段階を超えています。

国は、融資、信用保証及び設備投資への補助を中心に支援策を講じてきましたが、既に生じた損失を埋める措置はなく、とりわけ従業員を雇用しない一人親方等の個人事業主に直接届く措置は見当たりません。価格転嫁のルールも整備されましたが、下請けの末端にまでは行き渡っていません。

本市においても、建設業をはじめとする小規模事業者から、資材費の負担と工期の遅れにより事業の継続が困難であるとの声が寄せられています。

よって、国においては、地域経済と雇用を担う中小企業及び小規模事業者の事業継続を守るため、下記の措置を講じられるよう要望します。

記

１　資材価格の高騰により事業継続が困難となっている中小企業及び小規模事業者に対し、融資及び信用保証にとどまらない支援措置を講ずること。特に、従業員を雇用しない一人親方等の個人事業主は現行の支援策の対象とならない場合が多いことから、この層に直接届く仕組みを設けること。

２　雇用調整助成金について、資材の納入遅延による工事の中断が対象となることを明確にするとともに、小規模事業者が利用しやすい要件及び手続とすること。

３　セーフティネット保証について、建設関連業種の指定を継続し、信用保証料の負担を軽減すること。また、その認定要件を、売上高の減少だけでなく、原価の上昇により経営が悪化した場合も捉えられるよう見直すこと。

４　改正建設業法に定める価格転嫁のルール（著しく低い材料費等による

見積り及びその変更依頼の禁止、請負代金の変更協議への対応並びに原価割れ契約の禁止）が、二次以下の下請け及び一人親方に至るまで行き渡るよう、周知及び監督を強化すること。あわせて、労務費に関する基準について、対象となっていない分野の解消を計画的に進めること。

５　公共工事における設計変更及びスライド条項の運用が、地方公共団体の発注する工事においても行われるよう、必要な財政措置とあわせて周知を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、中小企業庁長官